契約管財局発注の物品供給等契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	<u>随意契約理由</u> <u>(随意契約理由番号)</u>	WTO
1	二連式加湿酸素流量計一式 買入	27:医療用機器	日本船舶薬品(株)	3,388,000	令和3年7月2日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	
2	メインストレッチャー 修繕	27:医療用機器	日本船舶薬品(株)	4,295,830	令和3年7月2日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G31	
3	地図データ(環境局) 買入	26:OA機器·用品	(株) ゼンリン	2,200,000	令和3年8月4日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	
4	令和3年度こども相談センター事業用新版K式発達 検査用紙(2001)ほか16件 買入	46:学校教材具	(福) 京都国際社会福祉 協力会	3,122,900	令和3年8月6日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G31	
5	パルスオキシメーター(その3) 買入	27:医療用機器	石黒メディカルシステム (株)	21,450,000	令和3年8月19日	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	G22	適用
6	パルスオキシメーター(その4) 買入	27:医療用機器	石黒メディカルシステム (株)	14,300,000	令和3年8月25日	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	G22	適用
7	ろ過式集じん装置用ろ布(北斎場)買入	19:産業用機器	ホソカワミクロン(株)	5,060,000	令和3年9月22日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	
8	令和3年度 はしご車伸縮装置等分解整備	37:自動車修理	(株) モリタテクノス	5,830,000	令和3年9月29日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G31	

- 1 案件名称
 - 二連式加湿酸素流量計一式 買入
- 2 契約の相手方日本船舶薬品株式会社

3 随意契約理由

二連式加湿酸素流量計は、救急車内に設置し、ボンベ内の酸素を加湿しながら傷病者に酸素投与を行う際に使用する資器材であり、当局が救急業務を行う上で以下の6点の性能を有する必要がある。

- 1 「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に基づく、医療機器の承認番号を有しているもの。
- 2 酸素吸入ホース内で閉塞状態になった場合に、アラーム等が鳴動する機能を有していること。
- 3 二連式であること。
- 4 酸素流量は毎分15L以上の投与ができ、かつ1L毎の設定が可能であること。
- 5 救急車内のボンベ収納場所から加湿酸素流量計を設置する場所まで配管により接続する構造であること。
- 6 ジュンロン型のワンタッチ式接続口が2個あること。

必要な条件を満たす加湿酸素流量計は、株式会社三幸製作所製の二連式加湿酸素流量計オキシパック O X − III S のみであり、当該製品の販売及び修理・点検その他一切の業務を負う発売元は、新鋭工業株式会社となっている。また、新鋭工業株式会社が販売する当該製品及びその周辺機器の日本における販売、修理・点検その他一切の業務を代行する代理店は上記業者である。

よって上記業者を選定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局救急部救急課 (電話番号 06-4393-6628)

- 案件名称
 メインストレッチャー修繕
- 2 契約相手方 日本船舶薬品株式会社

3 随意契約理由

救急車に搭載されているメインストレッチャーは、搬送される傷病者が直接乗車する部分に あたり、その安全性の確保は必須である。従ってメインストレッチャーを分解・点検・修理す る場合は、使用する部品の品質や安全性が保証されており、また構造・特徴を十分に理解した うえで整備する必要がある。

当該メインストレッチャーを製造したファーノワシントン社(以下「メーカー」という。)は、ファーノ・ジャパン・インク日本支社を日本国内における独占代理店に任命している。上記業者は、ファーノ・ジャパン・インク日本支社が指定する、大阪府内における唯一の販売代理店であり、メーカーにより品質・安全性が保証された純正部品の入手や、点検・整備技術の提供並びに指導をメーカーから受けており、当該メインストレッチャーの安全かつ確実な点検・整備が可能な業者である。(代理店証明書及び委任状の原本は消防局で保管。)

よって、上記業者を指定するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課(機械器具開発) (電話番号 06-4393-6198)

- 案件名称
 地図データ買入
- 2 契約の相手方 株式会社ゼンリン

3 随意契約理由

現在、環境管理課交通騒音振動対策グループでは、騒音規制法第 18 条に基づく自動車騒音常時監視について、環境省が製作・配布している面的評価システムを用いて実施している。本システムでは、住居戸数から環境基準達成状況を計算するため、個々の住居戸数情報が含まれる地図ソフトが必要であることから、システム上稼働可能な環境省推奨の地図データのうち、唯一詳細な住居戸数情報を含む地図データであるゼンリン製 Zmap-TOWN II を指定する。

上記製品(地図データ)は、株式会社ゼンリンのみが直接販売しているため、上 記業者と随意契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 事業担当

環境局環境管理部環境管理課 交通騒音振動対策グループ

電話番号:06-6615-7941

1 案件名称

令和 3年度こども相談センター事業用新版 K 式発達検査用紙(2001)ほか 16 件 買入

2 契約の相手方

社会福祉法人 京都国際社会福祉協力会

3 随意契約理由

こども相談センターでは心理判定を行い療育手帳の発行、発達相談や教育相談業務を行っている。心理判定には心理検査用紙・検査用具を使用し、幅広い年齢を対象に判定する必要があるが、対象とする検査が可能な検査道具は新版K式発達検査用紙・検査用具のみである。

新版K式発達検査用紙・検査用具については、社会福祉法人京都国際社会福祉協力会が標準化し、公刊、直接販売しており、他社では取扱いしていない。

以上の理由から、社会福祉法人京都国際社会福祉協力会との随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局 中央こども相談センター (電話番号 06-4301-3146)

1 案件名称

パルスオキシメーター(その3) 買入

2 契約の相手方

石黒メディカルシステム株式会社

3 緊急随意契約理由

パルスオキシメーターについては、第3波の際の陽性者の急増に伴い、自宅療養者の中に病態が急変し重篤な状態となるケースが全国的に報告されたことから、大阪市では、令和3年2月8日に1,500個のパルスオキシメーターの調達を行い同月17日より自宅療養者に対しパルスオキシメーターの貸与を行っている。

その後、若年層についても重篤化することが報告されていたことから、対象年齢を撤廃し、自宅待機者を含め自宅で療養するすべての方にパルスオキシメーターを貸与することとしたため、4月15日に1,500個、4月28日に8,000個を追加調達し計11,000個での運用を行っているところである。

その後、デルタ株の影響もあり7月下旬から陽性者が増えてきていたが、現行の在庫数により対応できる状況であったものの、8月12日は新規陽性患者数が過去最高の600名を超える状況になり、今後も増加することが見込まれること、また南米において変異ウイルスであるラムダ株の流行していることから、本邦への影響等を見据え、現行の保有数では対応できない恐れがあると判断し、急遽、追加購入の必要が生じた。

市民の生命を守るためには、重症化の目安となる動脈血の酸素飽和度を測定するパルスオキシメーターの使用が有用であり、そのため当該機器を可及的速やかに確保することが最優先されるが、一般競争入札に付する暇が無く、複数の業者に納入可能であるか確認したところ、上記業者のみが唯一、本市が必要とする数量や納期などの条

件を満たしており、早急な納品が可能であるため随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第5号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項

5 担当部署

健康局保健所感染症対策課(電話番号 06-6647-0739)

1 案件名称

パルスオキシメーター(その4) 買入

2 契約の相手方

石黒メディカルシステム株式会社

3 緊急随意契約理由

パルスオキシメーターについては、第3波の際の陽性者の急増に伴い、自宅療養者の中に病態が急変し重篤な状態となるケースが全国的に報告されたことから、大阪市では、令和3年2月8日に1,500個のパルスオキシメーターの調達を行い同月17日より自宅療養者に対しパルスオキシメーターの貸与を行っている。

その後、若年層についても重篤化することが報告されていたことから、対象年齢を撤廃し、自宅待機者を含め自宅で療養するすべての方にパルスオキシメーターを貸与することとしたため、4月15日に1,500個、4月28日に8,000個を追加調達し計11,000個での運用を行っているところである。

その後、デルタ株の影響もあり7月下旬から陽性者が増えてきていたが、現行の在庫数により対応できる状況であったものの、8月12日は新規陽性患者数が過去最高の600名を超える状況になり、今後も増加することが見込まれること、また南米において変異ウイルスであるラムダ株の流行していることから、本邦への影響等を見据え、現行の保有数では対応できない恐れがあると判断し、急遽、追加購入の必要が生じた。

市民の生命を守るためには、重症化の目安となる動脈血の酸素飽和度を測定するパルスオキシメーターの使用が有用であり、そのため当該機器を可及的速やかに確保することが最優先されるが、一般競争入札に付する暇が無く、複数の業者で比較見積した結果、上記業者が一番安価であったため随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第5号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項

5 担当部署

健康局保健所感染症対策課(電話番号 06-6647-0739)

1 案件名称

ろ過式集じん装置用ろ布(北斎場)買入

2 契約の相手方

ホソカワミクロン株式会社

3 随意契約理由

今回買入の北斎場ろ過式集じん装置用ろ布は、ホソカワミクロン株式会社製の排ガス処理装置の主要構成部品であり、排ガス性状(量・温度・流速・圧力損失等)を考慮して、当該会社が独自の技術により設計・製作したものである。したがって、本部品はろ過式集じん装置と一体であり、形状・寸法、材質及び性能保証の関係から他社製品は使用できないため、ホソカワミクロン株式会社製を選定するものである。

よって、本部品は、ホソカワミクロン株式会社が直接販売を行なっており、他社では取扱いが出来ないため、ホソカワミクロン株式会社を特名するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課 (電話番号 06-6630-3374)

1 案件名称

令和3年度 はしご車伸縮装置等分解整備

2 契約の相手方

株式会社モリタテクノス

3 随意契約理由

はしご車は、高所での消防活動を目的として道路運送車両法及び道路運送車両の 保安基準並びに、はしご車の安全基準に基づき設計・製作され、消防活動上確実な 動作と人命保護上高度な安全性を要求されるものである。

当該はしご車は、株式会社モリタ製であり、車両ぎ装全般について独自の技術で設計・製作されており、また構造及び相互の関連機器並びに各種装置等には特許部分があり、点検整備には、製造会社独自の高度かつ専門的な知識と技術が必要である。

上記業者は、製作会社からはしご車点検整備業務などメンテナンス業務の一切を 移管された唯一の業者である。

よって、本業務は上記業者以外では履行することができないため、上記業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課(機械器具開発) (電話番号 06-4393-6191)